

【資料7】

3) その他

防災教育について

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

【資料7】

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成29年1月）」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。（社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」（答申），平成27年12月）
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。（社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」（答申），平成29年1月）

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年（平成33年度）で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

（1）水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

（2）円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・水害対応タイムラインの作成促進：国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
- ・要配慮者利用施設における避難確保：平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等（他4項目）

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・浸水実績等の周知：平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- ・防災教育の促進：平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等（他2項目）

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計：国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備（他1項目）

（6）減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援：防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援：平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等（他3項目）

（3）的確な水防活動のための取組

①水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等（他2項目）

②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

（4）氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定：浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

（5）河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進：「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等（他3項目）

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究

- ・流木による流下阻害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価のうえ治水計画の見直しに関する検討 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（主な取組）

水防法に基づく協議会の設置

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、減災対策を充実	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	・毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施 ・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表		



協議会の開催状況

＜協議会での取組事項＞

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整 等

水害対応タイムラインの作成促進

- 平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿河市町村において水害対応タイムラインの作成が完了（平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し）
- 平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに国管理河川の全ての沿河市町村で避難勧告着目型の水害対応タイムラインを作成	毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映			
平成29年度中に洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で、対象となる市町村を検討・調整	協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成			

水害危険性の周知促進

- 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ
- 平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」にとりまとめ	平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知）			

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- 平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- 平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

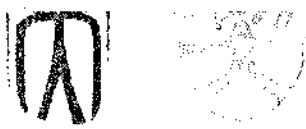
平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに ・要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引きの充実 ・市町村等向け点検用マニュアル作成 ・要配慮者利用施設向け説明会の開催	平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有			

防災教育の促進

- 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施	平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるよう支援	国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有	引き続き、防災教育の実施を支援		
学習指導要領改訂 平成29年3月31日	(平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の周知・徹底・移行期間)			(平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の全面実施)	

実施する施策		これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
	・水害ハザードマップの改良、周知、活用	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定。 ・平成29年6月に「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」を改定。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。
	・浸水実績等の周知	【都道府県管理河川】 ・平成29年6月に都道府県に対し浸水実績等の把握・周知の方法、留意点等についてまとめた説明資料を提供。	【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。
	・防災教育の促進	【国管理河川】 ・平成27年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成。 ・平成28年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校(28校)を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。	【国管理河川】 ・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。 【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 (防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施)



国水防第 173 号
国水環第 57 号
平成 29 年 11 月 7 日

北陸地方整備局 河川部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

防災課長



河川環境課長



防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について

自然災害から命を守るためには、一人一人が災害時において適切な避難行動をとる能力を養う必要がある。幼少期からの防災教育を進めることは、自然災害に関する「心構え」と「知識」を備えた個人を育成することに効果的であり、これにより、子供から家庭、さらには地域へと防災知識等が浸透していくことが期待できる。

これまでも、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」（平成 27 年 11 月 25 日、国水防第 162 号・国水環第 92 号）などを通知し、各整備局等と教育委員会等が連携の上、防災教育が充実されるよう、取り組みを強化してきたところであるが、今般改正された水防法に基づき設置される大規模氾濫減災協議会においても防災教育の充実に向けた支援について検討し、教育委員会等と連携・協力して、学校における防災教育が充実されるよう取り組みを強化されたい。

なお、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」（平成 29 年 6 月 20 日、国土交通省）において、防災教育の促進に関する今後の進め方及び数値目標等が示されており、その達成に向けて教育委員会・学校等の意向や実情を十分に踏まえながら取組を推進されたい。

また、取り組みに際しては、「命を守る」という観点に留意し、災害の危険が迫っている段階において必要なのは、緊急的な避難行動であることについて正確な理解が進むよう工夫されたい。

なお、防災教育に関連して、文部科学省より各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、別添（参考）のとおり通知していることを申し添える。

本通知については、都道府県及び政令指定都市へも参考を送付されたい。



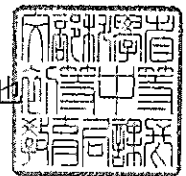
29 初健食第31号

平成29年11月7日

各都道府県・指定都市教育委員会防災教育主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

三 谷 卓



(印影印刷)

国土交通省等と連携した防災教育の取組について（通知）

平素より当省の防災教育の取組について御理解、御協力をいただきありがとうございます。

文部科学省としては、従来より、自然災害から命を守るため、防災教育の手法の開発・普及を支援する事業を展開しているところですが、併せて、本年3月に閣議決定した第2次学校安全の推進に関する計画においては、「学校及び学校設置者は、地域の自然条件等に関して専門的知識を有し、活動を行っている関係機関・団体や民間事業者と連携して、効果的な取組を進めていくことが必要である」としているところです。

災害対応の実務を担う国土交通省では、本年6月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」をとりまとめ、本年5月に改正された水防法に基づき創設され、地方整備局等から成る大規模氾濫減災協議会において、学校における防災教育の支援を一層強化することとしております。各学校において防災教育に取り組む際に、当該支援を活用することで、より円滑な防災教育の実施につながることが期待されます。

つきましては、全国の大規模氾濫減災協議会等から、協議会等への参画の要請や各学校等に対する支援の申出があった場合には、地域の実情や学校、教員の勤務の実態などを踏まえつつ、対応を検討するなど、防災教育の充実に向けて取り組んでいただきたいと思います。

都道府県・指定都市教育委員会防災教育主管課においては、域内の市区町村教育委員

会及び所管の学校（大学を除く。）に対し，都道府県私立学校主管課においては，所轄の私立学校に対し，附属学校を置く各国公立大学法人担当課におかれては管下の附属学校に対し，構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては，所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対しても周知していただくようお願いします。

なお，本件に関連して，国土交通省水管理・国土保全局防災課長等より各地方整備局企画部長，河川部長等に対し，別添（参考）のとおり通知していることを申し添えます。

（参考）大規模氾濫減災協議会とは

<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/pdf/hanrangen.pdf>

（担当）

健康教育・食育課

防災教育係（中鉢，杉本）

電話：03-5253-4111（内線 2670）

03-6734-2670（直通）

FAX：03-6734-3794

e-mail: anzen@mext.go.jp

平成 30 年 3 月 8 日
水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 防 災 課

先生必見！防災教育ポータルを開設しました ～新作動画も掲載！～

国土交通省は、洪水や地震などから「命を守る」ための情報、コンテンツを収録したポータルサイトを開設しました。国土交通省を含めた8機関※から防災教育に役立つ75のホームページを収録し、防災教育に取り組む先生方がワンストップで教育素材を簡単に入手できるポータルサイトとなっています。

ポータルサイト開設の目玉は、「洪水から身を守るには～命を守るための3つのポイント～」と題した動画を初公開！是非、ダウンロードしてご覧ください。

※8機関：国土交通省、気象庁、内閣官房、内閣府、消防庁、文部科学省、NHK、日本赤十字社

○平成32年度から新学習指導要領が全面実施され、小学校で防災教育の授業が充実されるようになります。国土交通省は、これまでも先生の指導計画の作成支援等を行ってきましたが、授業に使える写真や動画などの素材を簡単に入手したいという先生方からの声も踏まえ、平成32年度に向けた授業の準備等に活用いただけるよう、本ポータルを開設しました。

○防災教育ポータル

- ・防災教育に取り組む先生方に役立つ最新の取組を【トピックス】として紹介しています。
- ・様々な機関が作成している防災教育に役立つ資料などを、【教材】【素材】【手引き】【事例】に分類し、掲載しています。

防災教育ポータル

検索



トピックス
最新の取組



手引き
これから防災教育を
始める際の進め方



教材
すぐに使える
教材パッケージ



事例
学年別・分野別の
防災教育の事例



素材
伝わりやすい
写真やイラスト等



リンク

○【動画】洪水から身を守るには ～命を守るための3つのポイント～

水害時の危険な状況を理解し、命を守るための知識と日頃の備えを身につけてもらうための3つのポイントをまとめています。



洪水から身を守るポイントを解説

【お問合せ先】

国土交通省水管理・国土保全局防災課

課 長 補 佐

竹村 雅樹

TEL:03-5253-8111 (内線 35-739)

企 画 係 長

天井 洋平

(内線 35-742)

03-5253-8457 (直通)

FAX:03-5253-1607

防災教育ポータル



学校で授業を行う先生方をはじめ、皆様に防災教育に取り組んでいただく際に役立つ情報・コンテンツとして、国土交通省の最新の取組内容や、授業で利用できる教材例・防災教育の事例など、8機関75サイトを紹介しています。

掲載カテゴリ



トピックス

最新の取組



手引き

これから防災教育を始める際の進め方



教材

すぐに使える教材パッケージ



事例

学年別・分野別の防災教育の事例



素材

伝わりやすい写真やイラスト等



リンク

災害時の危険な状況や気をつけるべきポイントをまとめた
「カードゲーム」や「動画」もこのポータルに！！



▲防災カードゲーム

「このつぎなにがおきるかな？」



▲子ども向け動画

「洪水から身を守るには ～命を守るための3つのポイント～」

防災教育ポータル

検索

URL: <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>



掲載されている情報・コンテンツの例



トピックス



子ども向け動画

「洪水から身を守るには～命を守るための3つのポイント～」

防災教育に取り組む先生方に役立つ最新の取組を紹介しています。



防災カードゲーム「このつぎなにがおきるかな？」



教材



フィクションドキュメンタリー「荒川氾濫」
(国土交通省)より

ダウンロードしてすぐに使えるスライドや解説書・副読本・動画などの教材を紹介しています。

【その他掲載サイト】

- ・親子で学ぶ水災害(国土交通省)
- ・「防災まちづくり・くにづくり」を考える(内閣官房) など



素材



防災教育～国土の防災ライブラリ～
(国土交通省)より

指導計画・プリントなど、授業で使用する教材を作成する際に使用できる、防災に関する写真・イラスト等の素材を紹介しています。

【その他掲載サイト】

- ・自然災害の脅威(国土交通省)
- ・震災伝承館(国土交通省) など



手引き



水防災教育実施マニュアル
(国土交通省)

防災教育を始める際に参考となる手引き・ガイドブックや指導計画の作成例などを紹介しています。

【その他掲載サイト】

- ・地域における防災教育の実践に関する手引き(内閣府)
- ・学校安全＜刊行物＞(文部科学省) など



事例



小学校で行われた洪水避難訓練の例
(国土交通省)

どのような授業にするか、具体的な内容について参考になる、他校での授業事例等を紹介しています。

【その他掲載サイト】

- ・水防災意識社会再構築ビジョン(国土交通省)
- ・チャレンジ！防災48(総務省) など

子ども向け動画

『洪水から身を守るには ～命を守るための3つのポイント～』

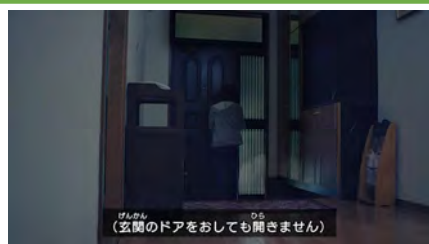
水害時の危険な状況を理解し、命を守るための知識と日頃の供えを身につけてもらうための3つのポイントをまとめた動画です。

動画の構成

詳細版 (約24分) ダイジェスト版 (約8分)

はじめに (約2分)

大雨がふりつづくとどうなるか見てみよう！ (約4分)



大雨がふりつづいたとき、どんな危ないことが起こるのか、小学生が出演するドラマで紹介します。

第1部

命を守るための3つのポイントを勉強しよう！ (約4分×3)



命を守るための3つのポイントについて、詳しく教えてもらいます。

第2部

命を守るための3つのポイントを実践しよう！ (約1.5分×3)



命を守るための3つのポイントを実践して、大雨の中でも無事に避難する方法を勉強します。

第3部

おわりに (約1.5分)

※学校の授業でも使用いただきやすいようにポイントごとにチャプター分けをしています。

動画は以下のHPで視聴・ダウンロードが可能です！

URL: <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/movie/movie.html>



国土交通省

水管理・国土保全局 防災課

【お問い合わせ先】03-5253-8111(代表電話)

動画の内容

第1部 水害時の危険なシーン



水圧によりドアが開かなくなるシーン



浸水域では歩行が困難になるシーン



足下が見えずマンホールや用水路に落ちるシーン

第2部 命を守るための3つのポイント

①どんな危険があるのかを調べてお家で話し合おう！

②浸水がはじまるまえに逃げよう！

③安全に逃げる方法をしっておこう！



ハザードマップの説明とハザードマップポータルサイトの使い方について解説



水位、今後の雨の降り方などの情報をPCやテレビから取得し、情報を見て判断する方法を解説



浸水した水の中を歩くことの危険性について、イラストを用いて解説

第3部 ポイントの実践



水害時にどうすれば良いか家族で話し合っているシーン



「川の防災情報」を見ながら避難すべきか判断しているシーン



安全に避難するための方法を実践しながら避難するシーン